

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### (1) 実施状況

大分川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成24年2月15日までに検討の場を4回開催した。

第1回検討の場において確認された検討の場の規約をP6-6に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況はP1-6の表1-2-2 検討の場の実施経緯を参照。

#### (2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成23年2月3日に開催した検討の場（第1回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大分県〕 平野副知事

- ・ 芹川ダムのかさ上げ案等の検討にあたっては、ダムの管理者、流域住民の意見を十分に聴取して、実現性を判断していただきたい。
- ・ 遊水地、放水路案など優良農地の買収は、大きな影響を受ける地元住民の理解を得るようお願いしたい。膨大な残土が発生する場合は、残土の処理場の確保など実現性について十分に考慮していただきたい。
- ・ 大分川ダム以外の治水対策案の検討については、大分県、大分市が治水対策分及び上水道対策分としてこれまで支出している負担金の取り扱いについても、十分考慮のうえ必要となる事業費を算出していただきたい。
- ・ 治水利水などの緊急性や地元住民の不安の軽減等を十分に考慮して、事業の停滞を最小限にとどめるため、早急な判断をお願いしたい。
- ・ 関係地方公共団体や関係住民からしっかりとこの意見聴取を行っていただいて、最終判断にあたっては、その結果を最大限尊重してほしい。
- ・ 実効性のある意見聴取の機会を確保するために、必要な資料やデータなど十分に示すなどして情報公開を徹底していただきたい。
- ・ 検証作業中、また検証後において、工期の短縮や総事業費の縮減について引き続き検討をお願いしたい。

〔大分市〕 釘宮市長

- ・ 検証作業で遅れた残事業の工事については、工期の短縮に向けて最大限の努力をしていただくようお願いしたい。
- ・ 大分川ダムの建設はこれまでの洪水被害、内水被害から市民の生命、財産を守る治水対策事業としてはもちろん、安定的な水道水の確保を図るという利水面からも市民生活の安心、安全を確保するために必要である。
- ・ 地元不安の解消と、これまで永年にわたって築き上げてきた本事業に対する相互の信頼の関係を損なわないためにも、1日も早い判断をお願いする。
- ・ 判断にあたっては、治水、利水の緊急性はもとより、地域の方の生活再建、地域振興につきましても、検討に当たり最大限尊重していただきたい。

〔由布市〕 清水副市長

- ・ 遊水地等の案においては、大分川中流域はほとんどが河岸段丘になっており、中流域の沿川で遊水地を造るのは非常に難しい。

## 6. 関係者の意見等

- ・掘削して遊水機能を確保するという事は、温泉資源や景観面から大きな影響がある。由布院で遊水地を作ったとしても、基準点まで非常に距離が長いため、効果がないのではないか。

○平成23年3月22日に開催した検討の場（第2回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大分県〕梅崎土木建築部長

- ・地元住民としては、仮にコストが安いとしても、工期が40年も今からかかるということでは理解が難しいのではないか。
- ・河口部の河床掘削については、治水効果及び護岸の安全性等の実現性について現実的ではない。
- ・引堤の場合の橋梁等の架け替えについては、197号の舞鶴橋など、非常に交通量の多い所を工事する案の場合、仮橋の設置等、実現性について心配である。本当に現実的な方法を考えて頂きたい。

〔大分市〕小出企画部長

- ・大分川ダム建設事業については、治水、利水の両面、これまで地元の皆さん方のご努力、ご協力の中で進めてきた事業であるため、早期完成に向けて、大分市としても努力して行きたい。
- ・今回の対策案は、市民感情からすれば、少しかけ離れており、工期等も含め、少し現実味がない。
- ・大分市においては、内水被害があり、その対策が急務だと考えているが、かさ上げをすることによって、水位が上昇し、内水の排除がしづらくなることが懸念される。
- ・今回の東日本大震災のような予想を超えた被害が発生した時に堤防が決壊でもすれば、大きな被害、甚大な被害を及ぼすのではないかと懸念している。そのため、対策案を考えるにあたっては、必ず内水排除対策と連動する形で、考えをとりまとめていただければありがたい。
- ・「輪中堤案」については、田園が広がっている水田の耕作地帯であること、ダム完成を前提とした堤防が既に完成をしている地域であること等から、地元の同意は得られにくいものと考えられる。
- ・新たな事業提案をするというのは、新たな地元対策が必要となり、これまで随分時間をかけた中で現在のダム建設地のご了解を頂いて、地元同意のもとに進んでいる事業であるため、いかがなものか。

〔由布市〕清水副市長

- ・「芹川ダムのかさ上げ案」、「芹川ダムの有効活用案」については、発電の影響だけではなく、芹川井路の影響についても、検討していただきたい。

## 6. 関係者の意見等

○平成23年7月21日に開催した検討の場（第3回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

### 〔大分県〕 畔津審議監

- ・治水関係は非常にスピードを要すると考えている。早くできることを大きく評価する必要があると考えている。今、出されている評価軸の中にそういう観点を含めて検討していただきたい。
- ・河道の掘削案については、非常に大量の掘削を伴う工事になる。近傍に残土処理場を設置する場合、場所等の問題、運搬等に要する影響等もかなり大きなものになるものと思われるので、そのところをしっかりと評価していただきたい。
- ・遊水地や輪中堤については、社会的影響というものをどこまで判断できるかが鍵になってくる。その効果も含めてしっかりと評価をしていただきたい。
- ・既存のダムの有効活用については、電力に関してはいろいろと争点になっているとおろ、自然エネルギーの活用による電力というのが今再認識をされている。そういった観点をしっかりと判断の材料にしていきたい。
- ・かさ上げや操作ルールの見直し等々、今行っている洪水調節も含め、ダムの管理といったものが非常に複雑になってくる。そういったポイントからすると、単に部分の容量の買い上げ等で終わらせるのではなく、私どもとすれば、ダム丸ごと買ってほしというような感じで考えている。
- ・雨水貯留施設については、今の案で200箇所を活用するというが、これは非常に現実的な案とはいえない。
- ・利水と流水の正常な機能の維持については、芹川ダムの活用が案としてあるが、パプコメの意見でもあったように、下流部への影響をしっかりと判断していただきたい。特に自然エネルギーを活用した電力をしっかりと評価していただきたい。
  - ・対策案では、芹川ダムの管理が非常に複雑になると懸念している。

### 〔大分市〕 仲摩企画部長

- ・東日本大震災を受けて、早急な対応ということが求められているので、コストの面も踏まえて総合的な判断をしていただきたい。
- ・「河道の掘削」と「河道内の樹木伐採」の案を抽出しているが、特に樹木伐採については、大分川の河川敷の一部などは緑のオープンスペースとして市民の利用度も高く、自然環境の面からも、配慮していただきたい。
- ・貯水池、遊水地の件についても、地元地権者の同意、合意を得るまでにかかなりの時間を要するのではないかと考えている。予定地周辺には、市街化地域が迫っているため、実現性については疑問がある。
- ・輪中堤についても、ダム完成を前提とした堤防が当地域では、すでに完成しており、この案はなかなか地元には受け入れられないのではないかと考えている。

○平成24年2月15日に開催した検討の場（第4回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

### 〔大分県〕 広瀬知事

- ・総合的な評価において最も有利な案は、大分川ダムであるということについて妥当ではないかと考えている。
- ・大分川ダムを考えていくにあたって、いろんな目的があり、治水面では平成5年に台風13号による大きな被害があり、平成9年、平成16年にも、この大分川流域において被害

## 6. 関係者の意見等

があった。

- ・利水の面では平成6年の渇水で大口需要者に対する上水等の使用制限といったこともあった。平成23年の5月の渇水でも、やはり大変肝を冷やし、対策も色々とらせていただいたことがあった。
- ・最近、地球温暖化ということも言われ、大洪水あるいは渇水というリスクが非常に大きくなってきており、大分川の治水・利水について非常に対策が必要だということで、これまでも国土交通大臣にお願いをしてきた。
- ・今回、こうやって目的別に評価軸を定めて丁寧な評価をしていただき最終的な結論が大分川ダム案ということで、私も妥当ではないかと考えている。
- ・平成22年の9月に国土交通大臣からダムの検証の指示があり、約2年の歳月が流れている。治水上あるいは利水上、色々リスクのある川であり、とにかく早く検証の結果を出していただいて国土交通大臣の方針決定をいただくということが大事だと思っている。
- ・1日も早くダムの完成をお願いしたい。
- ・コストについては色々見直しをした結果、14億円のコスト増になっていると聞いているが、引き続き十分に検証していただいて、できるだけ安く上がる方がありがたいので、あわせてご検討願いたい。

〔大分市〕 釘宮市長

- ・本日示された評価は、治水、利水両面について、ダム案が最も効果的である、ということが再度確認され、正直、安堵している。また、妥当な評価であると考えている。
- ・最近では、平成23年の東日本大震災や台風12号により近畿地方での豪雨など、想定を超える多くの自然災害が発生しており、災害の未然防止、さらには拡大防止などの対策に取り組まねばならないと考えている。
- ・特に大分市は、大分川の最下流部に位置しており、何時どのような災害が発生するかもしれないことから、大分川流域において安全性を確保できる治水対策を早急を実施していくことが必要であると考えている。
- ・こうした観点からも、最も効果が発揮できるのが大分川ダムの建設であると考えており、ダムが完成することによって、治水機能が高まることは、市民の生命財産を守ることにつながるものと思っている。
- ・また一方で、本市は、大分川ダムに利水者としての立場からも参画を致しており、市民生活の安心安全確保のためにも、将来に渡り安定した水道水の供給が必要なことから新たな水資源として、確実な水量の確保を図るためにも、大分川ダムの早期完成に期待を寄せている。
- ・大分川ダム建設については、その構想から既に数十年という長い年月が経過をしており、この間、国はもちろん地元自治体などの関係者が、下流域の住民の安心安全確保や地権者の生活再建策等の協議を重ねていく中で、相互の信頼関係を築きあげてきたことで、地元地権者も関係者の努力やその姿勢に理解を示され、苦渋の選択として下流の流域のために本当に耐え難い決断をして頂いたところである。
- ・そういう意味では、今日に至っているのは、このような地元の負担や協力があつたこと、国はしっかりと肝に命じて頂きたいと思う。
- ・現在では、苦渋の選択の中で受け入れて頂いた地権者や地元住民も、ダム完成後の地域作りに向けての取り組みを進めており、心から大分川ダムの早期完成を待ち望んでいる。
- ・本日はこれまで本市が主張してきたことが再確認され、大分川ダム案が最も有利であるとの評価結果が示され、九州地方整備局におかれては、この評価結果を踏まえ、必要な手続きを速やかに行って頂き、地元の不安解消を図ると共に、地元の期待に応えるためにも、一刻も早くこの検証を終了させるよう、強く要望しておきたい。

## 6. 関係者の意見等

- ・なお、大分市としても、今後の大分川ダム建設事業の円滑な推進を期待すると共に、地権者と地域住民の大分川ダムに寄せる期待や、治水利水の両面から市民生活の安心安全を確保するためにも、大分川ダムの早期完成に向けた、促進活動や周辺の地域振興策に積極的に取り組んで参りたい。
- ・九州地方整備局においても、早期完成に向けて最大限の努力を頂きますよう、お願いを申し上げます。
- ・先ほど知事からも話があったが、コスト面については私どもも是非最小のコストで工事がこれから再開され、完成をされるように、これについてもよろしくお願いを申し上げます。

[竹田市] 首藤市長

- ・竹田市においては、稲葉ダムが完成し、また先般玉来ダム事業の継続が決定したところであり、本当にうれしく思っている。
- ・大分川ダムの行く末を非常に心配して見守っていた。
- ・本日この検討の場を含めて、目的別の総合的評価は、大分川ダム案が最も有利であるということを知り、ほっとしている。
- ・流域の自治体として、1日も早く完成を望んでいるということをお伝えしておきたい。

「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約

(名称)

第1条 本会は、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体(国土交通省九州地方整備局)による大分川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条

- 1 検討の場は、別紙-1で構成される。
- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)

第4条

- 1 検討の場は、原則として公開する。
- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条

- 1 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。
- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月2日から施行する。

別紙-1

「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体から  
なる検討の場」の構成

**【構成員】**

大分県知事  
大分市長  
竹田市長  
豊後大野市長  
由布市長

**【検討主体】**

九州地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

## 6.2 パブリックコメント

大分川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階（2回）でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

### 6.2.1 意見募集の概要（1回目）

#### (1) 意見募集対象

検討の場（第2回）において立案した複数の対策案（以下の①、②）について、実現性や具体性、地域社会や環境への影響等など、様々な観点からのご意見を募集した。

- ①「複数の治水対策案の立案について」
- ②「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

#### (2) 募集期間

平成23年3月23日～平成23年4月21日

#### (3) 意見の提出方法

①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函

#### (4) 意見募集結果の概要

意見提出者

個人2名、団体1団体（意見8件）

### 6.2.2 意見募集の概要（2回目）

#### (1) 意見募集対象

検討の場（第3回）において抽出した対策案（以下の①、②）について、実現性や具体性、地域社会や環境への影響等など、様々な観点からのご意見を募集した。

また、上記と併せて、平成23年3月23日～4月21日に意見募集した複数の対策案の立案（以下の③）についても再度意見の募集を実施した。

- ①「概略評価による治水対策案の抽出について」
- ②「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」
- ③「複数の治水対策案の立案について」  
「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

#### (2) 募集期間

平成23年8月1日～平成23年8月31日

#### (3) 意見の提出方法

①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函

#### (4) 意見募集結果の概要

意見提出者

個人6名、団体1団体（意見35件）

### 6.2.3 パブリックコメントにより寄せられたご意見

パブリックコメントにより寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、大分川ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表6-2-1～表6-2-7に示す。

なお、できるだけわかりやすく説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す。

第1回 パブコメ 意見募集期間【H23.3.23～H23.4.21】

表 6-2-1 寄せられたご意見と検討主体の考え方

NO.1

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案について】		
①	<p>【治水対策案の検討の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実現不可能なものは外し、検討に値するものを5案程度に絞って今後検討すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。</li> <li>・大分川ダムの検証に係る検討においても、これに基づき、予断無く幅広い方策を組み合わせて複数の治水対策案を立案した上で、概略評価において7案を抽出しました。</li> </ul>
②	<p>【芹川ダムについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芹川ダムかさ上げ、他用途容量(利水容量等)買上げの場合、ダム下流の発電所への影響を与える場合、協議が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回)資料-5」の「治水対策案の評価軸ごとと評価」「芹川ダムかさ上げ案」「実現性」「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」において、関係機関等との調整が必要となることを記載しています。</li> </ul>
③	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の異常気象による被害を最小限にとどめる為、大分川ダムの早期完成を。</li> <li>・現在の計画を早急に着手して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断をたずに検討を行っています。</li> <li>・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりたいと考えています。</li> </ul>

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の利水対策案並びに流水の正常な機能の維持対策案の立案について】		
①	<p>【芦川ダムについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芦川ダムかさ上げ、他用途容量(利水容量等)買上げの場合、ダム下流の発電所への影響を与える場合、協議が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方針を組み合わせて検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案評価軸ごとの評価」及び、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」の「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「芦川ダムかさ上げ案」及び「芦川ダム発電容量買上げ案」の実現性「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」]」において、関係機関等との調整が必要となることを記載しています。</li> </ul>
②	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の計画を早急に着手して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるところにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断をもたずに検討を行っています。</li> <li>・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

表 6-2-3 寄せられたご意見と検討主体の考え方

NO.3

分類 番号	第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】 ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【「概略評価による治水対策案の抽出について」】		
①	<p>【芦川ダムかさ上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かさ上げにより影響がある発電所の移転、減電補償が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・ご指摘の「発電所の移転、減電補償」については、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料一5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」コスト「完成までに要する費用」において、芦川ダムの工事期間中の減電補償、芦川第三発電所の移転、減電補償を計上しています。</li> </ul>
②	<p>【芦川ダム発電容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の電力事情から考えたととき減電が生じる様な事業は行うべきでない。</li> <li>・出水期と被るかんがい期間中にかんがい容量が全くなくなることから、周辺地域の農業に対する影響はかなり大きいと推測される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・芦川ダム発電容量買い上げ案については、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回) 資料一4」において、概略評価による治水対策案の抽出で示していることとおります。</li> </ul>
③	<p>【芦川ダム操作ルーラーの見直し案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ルーラーの見直しだけで必要な洪水調節効果を得られるのか疑問がある。</li> <li>・操作ルーラーの見直しに伴い、下流の河川・構造物に影響が生じることが懸念される。</li> <li>・洪水調節操作に係る職員の負担が重くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ルーラーの見直しにより一定の洪水調節効果を得られることとなり、不足分については、河道の対策との組み合わせにより対応することとしています。</li> <li>・現在の芦川ダムの操作ルーラーの原直しに伴い、同一の流入波形を用い下流への初期放流量について比較した結果、操作ルーラーを変更することにより、初期放流量は増加することとなります。</li> <li>・その結果、芦川と大分川本川合流地点から下流に設置されている篠原ダムの洪水時の操作へ影響を及ぼすことが考えられます。</li> <li>・そのため、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料一5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」 「実現性」 「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」において、ダム操作を頻繁に行うことになると記載しています。</li> </ul>
④	<p>【遊水地案】及び【輪中堤案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川の下流域は都市化され、支川の流域はほとんど優良農地であることから除外すべきである。</li> <li>・輪中堤内には、(大分川ダムの)水没者の生活再建のための代替農地が存在することから用地交渉は長期に亘り難航することが危惧され現実的な対策ではないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・ご指摘の趣旨に関しては、営農活動が行われていることや、また、その中に個人が生活再建のために取得した農地が存在していることは認識しており、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料一5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」「持続性」「将来にわたって持続可能といえるか」において、設置した場合の平常時の土地利用上の制約や浸水時の土砂・農産物の課題等について記載しています。また、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料一5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」 「地域社会への影響」 「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」において、水田等は浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、農業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想されることを記載しています。</li> </ul>

表 6-2-4 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.4

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑤	<p>【ダム事業の検証の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・むずかしい表現をやめ、一般の人の意見を求めやすく、真の多数意見を求める方法を考えるべき。</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えており、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)河川法16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。(略)③字職経験を有する者、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴く。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</li> <li>・表現につきましては、わかり易くなるように努めて参ります。</li> </ul>
⑥	<p>【大分川ダム基本計画における新規発電事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の子供達のために、「大分川ダム事業」に「水力発電」を計画してもらいたい。</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業については、大分川ダムの事業目的には含まれていませんが、平常時において下流に放流する流水を利用した管理用小水力発電の導入について検討を実施しています。</li> </ul>
⑦	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の計画である、大分川ダム建設を進めて頂きたい。</li> <li>・とにかく早く着工を望みます。</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断をもたずに検討を行っております。</li> <li>・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりとめたいと考えています。</li> </ul>
⑧	<p>【環境について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川ダムについて、濁水時及び降雨時にダム下流の河川にごり水が出ないような対策として、複式ダム方式にしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目において、「従来のダムの代替案検討においては、安全性、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、①に掲げる方策を組み合わせて立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)に示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)4)水環境に対してどのような影響があるか」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</li> <li>・これに基づき大分川ダムの事業の検証においては、立案した治水対策案について、水質、水環境の観点から評価を行い、大分川ダム案については、濁度(にごり)は、ダム建設前後での変化は小さいことが予測されることから、ご提案頂いた複式ダム方式といった濁水対策施設につきましては計画しておりません。</li> <li>・なお、一般的にダム事業では、ダム下流の冷水対策、濁水対策として、選択取水設備を設置することとしており、大分川ダム案については、選択取水設備を設置することとしています。</li> </ul>

表 6-2-5 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.5

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑨	<p>【ダム完成後の運用・利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマメ、アマゴを放流し、ダム湖で釣りができるようなダム湖及び河川の整備を望む。</li> <li>・ダム湖内をお借りしワカサギ漁ができるようにお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。</li> <li>・大分川ダム(案)が採用された場合は、運用する際にダム湖及び河川の適正な利用等について、地域の皆様や関係機関と協議を行い、適切に対処して参ります。</li> </ul>
【「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」】		
①	<p>【芹川ダムかさ上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムをかさ上げすることにより、水圧で崩壊するのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芹川ダムは、昭和31年に完成したダムであり、現在のダムや堤防その他の主要な構造については河川管理上必要とされる一般的な技術的基準を定めた、「河川管理施設等構造令(昭和51年7月制定)」に適合しております。</li> <li>・また芹川ダム完成から約50年経過していることから、芹川ダムのかさ上げを行う場合には、河川管理施設等構造令(案)に適合させる上で、現施設を活用したダムのかさ上げが技術的に問題はないか、詳細な調査が必要であると考へており、そのため、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案の評価軸」と及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体の見直しはどうか」において、芹川ダムのかさ上げが技術的に問題はないか、詳細な調査が必要であると記載しています。</li> </ul>
②	<p>【芹川ダム発電容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の渇水等の状況から、関係土地改良区等からの同意が得られないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。</li> <li>・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案の評価軸」との「評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」の「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸」との「評価」の「実現性」関係する河川使用者の同意の見直しはどうか」において、大分県土地改良事業団体連合会等から同意できないことを表明されている旨の記載をしております。</li> </ul>
③	<p>【地下水取水案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な地盤沈下等の不安から除外すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案の評価軸」との「評価」の「環境への影響」の「地下水、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」において、地下水の利用に対し、地盤沈下を起すおそれがあることを記載しております。</li> </ul>

表 6-2-6 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.6

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
④	<p>【ダム完成後の運用・利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏場の渇水時にダムより下流の水が、酸欠状態になり魚族が死滅するのを防ぐ為、漁協から要請のある時は、ダム湖の水を余分に放流してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるときにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。</li> <li>・大分川ダム(案)が採用された場合は、運用する際には地域の皆様や関係機関と協議を行い、適切に対応して参ります。</li> </ul>
⑤	<p>【ダム以外の(案)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川ダムが出来ない場合は、現在進行中の河川を元の状態にもどし魚族のほりおりが出来る様な川にしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるときにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。</li> <li>・大分川ダム(案)以外が採用された場合は、従前の河川状況に近づけるよう努めて参ります。</li> </ul>
⑥	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の計画である、大分川ダム建設を進めて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるときにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断をもたずに検討を行っております。</li> <li>・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

6. 関係者の意見等

表 6-2-7 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.7

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<p>【「複数の治水対策案並びに流水の正常な機能の維持対策案の立案について。」】</p> <p>【遊水地案】及び【輪中堤案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川の下流域は都市化され、支川の流域はほとんど優良農地であることから除外すべきである。</li> <li>・輪中堤内には、(大分川ダムの)水没者の生活再建のための代替農地が存在することから用地交渉は長期に亘り難航することが危惧され現実的な対策ではないと思われる。</li> </ul> <p>①</p>	<p>・ダム事業の検証に係る検証に当たっては、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</p> <p>・ご指摘の趣旨に関しては、営農活動が行われていることや、また、その中に個人が生活再建のために取得した農地が存在していることは認識しており、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」の「持続性」(将来にわたって持続可能といえるか)において、設置した場合の平常時の土地利用上の制約や浸水時の土砂・塵芥処理の課題等について記載しています。また、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」の「地域社会への影響」(事業地及びその周辺への影響)はどの程度か)において、水田等は常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、農業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想されることを記載しています。</p>	
<p>【芦川ダム発電容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の渇水等の状況から、関係土地改良区等からの同意が得られないのではないか。</li> </ul> <p>②</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検証に關する再評価実施要領細目」において、「治水対策案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。</p> <p>・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規治水対策案の評価軸ごとの評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」の「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「実現性」(関係者する河川使用者の同意の見通しはどうか)において、大分県土地改良事業団体連合会等から同意できないことを表明されている旨の記載をしております。</p>	
<p>【地下水取水案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な地盤沈下等の不安から除外すべき。</li> </ul> <p>③</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検証に關する再評価実施要領細目」において、「治水対策案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</p> <p>・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規治水対策案の評価軸ごとの評価」(環境への影響「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」)において、地下水の利用に対し、地盤沈下を起すおそれがあることを記載しております。</p>	

## 6. 関係者の意見等

### 6.3 意見聴取

「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえ「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

学識経験を有する者等からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.4 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。